平成２５年（フ）第２３号
福岡県飯塚市伊岐須150番地
債務者　大池　陽一
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第３３号
福岡県飯塚市平塚413番地
債務者　下手　武浩
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１３１号
大分県別府市朝見２丁目１番２号
債務者　鈴木　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５号
宮崎県日向市亀崎東５丁目14番地　サンライズハイツＡ棟103号
債務者　高見　栄二
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第４６号
宮崎県日向市亀崎東５丁目14番地　サンライズハイツＡ棟103号
債務者　高見　郁子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３３号
宮城県大崎市古川李埣字前田38番地１　エトワール古川402号
債務者　堀口　好男
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字鬼越16番地67
債務者　折元　明美
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４７号
千葉県松戸市大橋733番地の６
債務者　浮ケ谷賢一
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２５号
千葉県柏市今谷上町33番地83　サンライズ南柏103号
債務者　高原　幸治
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１６４号
千葉県柏市南逆井７丁目20番２号
債務者　柏倉　三彦
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１６６号
千葉県我孫子市白山２丁目15番17号
債務者　後城　一章
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１８３号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目16番24号
債務者　波多野美子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１８５号
千葉県松戸市中和倉308番地の56
債務者　坂田　大輔
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１８８号
千葉県松戸市古ケ崎770番地の１
債務者　岡野　　洋
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１８９号
千葉県柏市塚崎1451番地42
債務者　漆原香代子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１９３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目10番35―504号
債務者　平多　礼子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１９４号
千葉県柏市豊上町28番地１　南場ハイツ201号
債務者　日吾伊都子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１９９号
兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地　グリーンハイツ１棟303号
債務者　島田　湖穂
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部